

# 第5編 緊急処理事態への対処

## 1 緊急処理事態

県国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

県は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

## 2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知、伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、県は、緊急処理事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し、通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

## 3 想定事態における関係機関の対処例

本県では、想定される緊急処理事態として「夏の昼過ぎ、大規模集客施設のレストランで化学剤が大量散布された場合」、いわゆる化学テロを想定している。

県国民保護計画は、第1編第1章1(1)に記述してあるように、「本県の国民保護措置の基本となる手順書」であることから、平成13年11月22日にNBCテロ対策会議幹事会が関係省庁間でとりまとめた「NBCテロ対処現地関係機関連携モデル」をもとに、県が主体的に初動対処しなければならない事態について迅速に対処ができるよう、化学テロを例として、現時点において県をはじめとする関係機関が最小限何をすべきかを記述することにより、緊急処理事態に備えるものである。

なお、ここでの想定以外の事態が発生した場合は、対処例を基本としながら、臨機応変に対応するものとする。

### (1) 想定内容

政府は、国際的テロ集団が、首都圏とその周辺地域で同時多発テロを企てているという精度の高い情報を得た。発生は数日中であることから、政府は、緊急対

処事態と認定し、緊急対処事態対処方針と都道府県緊急対処事態対策本部を設置すべき都道府県として本県も指定することを閣議決定した。

そのような中、同時多発テロが発生し、本県においても、大規模集客施設のレストランで化学剤が大量散布され、多数の被害者が出ているという119番通報（最寄りの消防本部への通報）があった。

## (2) 通報及び初動体制

ア 通報を受けた消防本部は、災害が発生した旨を「火災・災害等即報要領」に従い、「武力攻撃災害即報」を県に報告するとともに、県警察、市町村等関係機関に連絡するものとする。また、第一報以降も逐次報告するものとする。

イ 施設管理者は、入場及び施設の利用を禁止するとともに、来場者を安全と思われる場所に避難誘導するものとする。また、安全が確保されるまでは、当該施設を閉鎖するものとする。

ウ 県は、消防本部から即報を受けた場合、消防庁に連絡するとともに、甲府地方気象台から風向、風力に関する情報を収集する。

エ 知事は、緊急の必要があると認めるときは、緊急通報を発令する。

オ 市町村長は、状況に応じて、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示を行うとともに、職員及び消防団等を指揮し住民の避難誘導を行うものとする。

カ 消防団は、化学剤が存在する可能性のない周辺部において、避難誘導等住民の安全確保や被害の拡大防止のための活動を行うものとする。

キ 消防本部は、現場での活動に備え、化学防護服、毒性物質検出器等必要な資機材を準備し、化学テロ対応に必要な資機材を有する部隊を出動させるものとする。

ク 消防本部は、単独での対応が困難な場合は、他の消防本部に応援要請するとともに、必要に応じて、県に緊急消防援助隊の派遣を要請するものとする。また、不足している資機材の貸与についても要請するものとする。

ケ 知事は、必要に応じて、消防庁長官に緊急消防援助隊の派遣要請を行うとともに、県警察に化学テロに対応可能な部隊の出動を要請する。また、必要に応じて資機材の貸与についても要請する。

コ 知事は、必要に応じて、防衛大臣に対し、化学物質に関する高度な装備を有する自衛隊に国民保護等派遣の要請等を行う。なお、派遣要請の際には、

(ア) 要請する任務

(イ) 汚染源、汚染範囲等派遣部隊の規模の決定に資する情報

(ウ) 派遣先までのアクセスの確保（交通規制等）

等の事項についての情報提供を行う。

サ 知事は、必要に応じて、厚生労働大臣に対し、化学物質の専門家の派遣を要請する。

シ 県は、必要な資機材及びワクチン、抗生物質等医薬品を調達の上、日本赤十字社山梨県支部、山梨県医師会、山梨県看護協会等の医療関係者ととともに救護班を編成し、派遣する。

### (3) 現場における救助活動

- ア 市町村長（市町村長の措置を待ついとまがないとき又は要請があったときは警察官）は、警戒区域を設定し、立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命じ、二次災害の防止を図るものとする。
- イ 消防本部は、県警察、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等と協力し、救命救助を行い、救助した被災者に除染、応急手当等の措置を行うものとする。
- ウ 救護班は、初期医療を実施するとともにトリアージを行い、患者の症状に応じて、消防本部等に患者輸送を依頼する。
- エ 被災者の運送にあたっては、除洗の処理が終了した者から運送するなど、二次汚染の防止を図るものとする。
- オ 消防本部は、医療機関に対し、患者の受け入れの可否を問い合わせ、輸送先となる病院を選定し、運送を実施するものとする。
- カ 県は、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等、緊急消防援助隊等と協力しヘリコプターにより、重症患者の運送等を行う。
- キ 県は、負傷者輸送のため、運送事業者に協力を要請する。

### (4) 原因物質の特定

- ア 県は、化学テロの原因物質について、犯罪捜査の証拠となることから、検体の採取、取り扱いを県警察と協議する。
- イ 県は、原因物質を一刻でも早く特定するためには、テロ現場、被害者、原因物質等に関する情報を迅速に集約する。
  - ① 消防本部は、化学テロの現場における情報（犯人や被害者の行動、発言、被害状況）、運送にあたっての被害者の症状（運送中所見）について県に連絡するものとする。
  - ② 医療機関は、受け入れた被害者の症状（臨床的所見）について、県及び消防本部に連絡するものとする。
  - ③ 保健所は、医療機関を通じて被害者の血液、吐瀉物等の検体を入手した場合、国の機関に送付し、その結果について、県警察、消防本部、衛生環境研究所、輸送先医療機関に情報提供する。
- ウ 県は、原因物質が特定された場合、鑑定結果を消防本部に連絡する。消防本部は輸送先医療機関に伝達する。
- エ 輸送先医療機関は、消防本部に医療情報を提供する。消防本部は、その情報を他の輸送先医療機関に情報提供するものとする。
- オ 県及び消防本部は、必要に応じて医療情報及び災害情報を（財）日本中毒情報センター（TEL 0990-52-9899）に照会するものとする。

### (5) 除染について

- 汚染された場所の除染については、消防本部、県警察及び国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等に要請する。